

学校経営方針

1. 学校経営の基本方針

日本国憲法および教育基本法の精神に則り、学校教育法における「義務教育の目標」及び小学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、「生きる力」を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた児童の育成を図る。

本校では、国、府および市の教育理念や方針を踏まえ、常に「山田東小で学ぶ子どもたちにとって望ましいことは何か」を考察する視点に立ち、小中一貫教育の中学校校区の研究テーマでもある「自ら考え、行動し、協力して学びあえる子どもの育成～主体的・対話的で深い学びをめざして～」という教育の目標の達成をめざす。

また、枚方市教育委員会の「学校園の管理運営に関する指針」の教育目標「学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～」を踏まえ学校教育目標及び重点目標を定めるとともに、校内組織体制を整え、組織的な取り組みを進める。

2. 本校のめざす子ども像と学校教育目標

(1) めざす子ども像

自ら学ぶ力を身につけ、思いやりの心を持ち、心身ともに健康な子ども

(2) 学校教育目標

- 考える子ども ・よく考えて行動できる子ども
・自分の考えをはっきりと表現できる子ども
- 助け合う子ども ・思いやりの心を持ち助け合う子ども
・自分も他人も大切にできる子ども
- 健康な子ども ・心身ともに健康な子ども
・自分からあいさつする子ども

3. 今年度の重点目標

「笑顔あふれる山田東小学校」を目指し、以下三点を重点目標とし学校教育活動を推進していく。

(1) 人権教育の視点に立った「授業づくり」「集団づくり」の達成に努める。

- ・学力支援では、基礎基本の定着やそれを活用した考える力の育成をめざす。(学力向上部)
- ・「わかる授業」と「考えさせる授業」の授業づくりの研究を進める。(学力向上部)
- ・児童理解を深め、個に応じた支援体制など個別指導の研究を進める。(学力向上部)
- ・学習習慣や自学自習力の育成など、家庭学習も含めた取り組みを進める。(学力向上部)
- ・集団づくりでは、互いに認め合い、互いを大切にする態度の育成など人権尊重の精神の向上、互いに関わり合い、つながる力の育成など人間関係形成力の育成、自尊感情の育成に努める。
(人権生指部)

(2) 豊かな心と健やかな体の育成に努める。

- ・人権教育、道徳教育の充実に取り組む等、すべての教育活動を通して、「ともに学びともに育つ」教育を推進する。(人権生指部)
- ・読書活動を推進し、児童の読書習慣が確立するように努める。(図書館教育)
- ・芝生化された運動場を活用した体力づくりに取り組む。(体育的行事)

(3) 信頼される学校づくりに努める。

- ・学校教育アンケートや授業参観、地域連携等により学校の透明性を図る。(管理職)
- ・コミュニティスクールを活用し、学校運営協議会を開催して学校教育活動を実際に参観するとともに、学校運営に係る自己評価(学校教育自己診断等を踏まえて本校教職員が自ら行う評価)の結果について、意見・提言等を得る。(管理職、教務)
- ・保護者、地域と連携し、児童の生活の質の改善を図る。(管理職、人権生指部)
- ・安全教育、防災教育の一層の徹底と施設・設備の点検整備を充実させ、安全管理体制と危機管理体制の確立に努める。(管理職、安全指導)

4. 学習指導について

(1) 授業の改善を図る

- ・「全国学力・学習状況調査」について、問題分析および、児童の実態を把握し、授業改善や個に応じた指導に生かす。
- ・「個別最適な学び」の実現に向けた授業改善を進めるため、共通の観点を取り入れた教職員間の実践交流を行うなど授業研究を行う。
- ・教科や日常生活の中の問いや、地域・社会の本物の課題に向き合い自ら考え対処する課題解決型学習(PBL)など、子ども主体の学習活動を取り入れた授業を推進する。

(2) 学習指導の充実を図る

- ・的確な児童理解のもと、一人ひとり学び方や分かり方が違うことを踏まえ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る。
- ・教員が、個々の児童の課題を見定め、スモールステップを設定した学習計画を踏まえて、児童と向き合う。
- ・自分の力で学んだと実感できる授業の構成を工夫する。達成感、成就感を味わわせる授業の構成を工夫する。子どもの考えをつなぎ、教えあい、学び合う学習集団を育てる。

(3) 自学自習力を育成する

- ・家庭学習の定着に向け、「家庭学習の手引き」の作成・実践、「自主学習ノートのすすめ」を活用した自主学習ノートの取組の充実等、自学自習力向上の取組を推進する。
- ・iPad 等を活用し、授業や放課後学習、家庭学習等、一日の学びの連続性を意識した取組を進める。また、児童の自学自習力の育成に努めるとともに、「自主学習課題」等の有効活用を図る。
- ・子ども一人一人が学びのスタイルを自己決定できるような力を育成する。

(4) 英語教育

- ・学級担任が主体的に実施する授業や、学級担任とJTE(英語教育指導助手)との効果的なチーム・ティーチングによる実践を進める。

(5) ICT 関連教育機器等の効果的な活用に努める。

- ・情報リテラシーや情報モラル等について指導するとともに、ICTを用いて地域・社会に参加するための資質・能力を育成するなど、デジタルシティズンシップ教育を推進する。
- ・情報活用能力を確実に身につけ、各教科等における「主体的・対話的で深い学び」へとつなげるため、iPad の効果的な活用を図る。
- ・プログラミング教育を進める。

5. 道徳教育について

- ・学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養う。
- ・道徳教育を基盤として、豊かな人間性を育む「心の教育」を推進する。
- ・道徳教育の全体計画及び「特別の教科 道徳」の年間指導計画に基づき、系統的・継続的な取組を推進する。
- ・児童が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己の人間としての生き方について考えを深められるよう、児童の実態に即した指導を推進する。
- ・「特別の教科 道徳」の全面実施を受けて、質の高い多様な指導方法や評価の在り方について、児童の発達段階や特性を考慮し、組織的・計画的に研究する。

6. 人権教育について

- ・本校は、「一人ひとりが大切にされ、つながり、学び合い、確かな力を育む学びの創造」をテーマとした人権尊重の精神に徹した教育活動、人権を基盤にすえた教育活動の推進に努めてきた。

人権教育の視点に立った「授業づくり」「集団づくり」を主眼に、全員がわかる、考えを伝え合う授業スタイルの確立と人権尊重の精神、人間関係形成力、自尊感情の育成をめざしてきた。この基本的な方針を継続させ、本年度も、一人ひとりの教職員が今までの授業スタイルについて検証しながら、全教職員が人権教育の視点に立った中で、子どもたちの「学力」を定着、確立させていくことをめざす。

- ・一人一人の個性や価値観、多様化する人権課題を身近に感じ、考える機会をつくることですべての人の人権を尊重し、自他の生命を大切にする心を養う。
- ・児童が、人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、自らの課題として人権問題の解決に取り組むとともに、豊かな人権感覚と実践力を持った主体性のある人間の育成をめざして、教育のあらゆる場において人権教育を推進する。
- ・児童を権利の主体者として認めていこうとする「枚方市子どもを守る条例」の趣旨を踏まえ、教育活動全体を通して、児童の権利を尊重する精神を徹底する。
- ・平和教育の指導にあたっては、生命や平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会に貢献できる資質と態度を身につけさせるよう努める。

7. 健康教育について

- ・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を分析・活用した、体力向上推進計画を作成し、学校の教育活動全体で効果的に取り組むとともに、家庭・地域と連携して、積極的に体力の向上を推進する。
- ・食に関する指導については学校・家庭・地域が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に努める。
- ・食物アレルギー疾患を有する児童については、「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」や「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」とともに「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」等を有効に活用し、児童が安心して学校生活を送ることができるように努める。
- ・子どもの健康に関する課題が多様化していることを踏まえ、健全な食生活の形成と健やかな体が育まれる環境づくりを推進する。

8. 教員研修について

- ・経験の浅い教職員を組織的・継続的に育成するため、日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する校内体制を整える。
- ・校内研究・校内研修は、学習指導要領の趣旨、本校の課題などを踏まえ、授業改善のための授業研究を中心に、組織的・計画的且つ、年間を通じて継続的に実施する。
- ・「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する。
- ・一人ひとりの教員が、学級集団づくりについて研修を深め、「学級集団としてのルールの確立と構えのない、ふれあいのある本音の感情交流ができる関係」を理想とする学級集団を創りあげていくことを指導目標とする。
- ・ICT機器を効果的に活用し、より高い学習効果につながるよう研修に努める。

9. 支援教育について

- ・障害のあるすべての児童に対する適切な指導や支援が行われるよう、支援教育を充実していく。
- ・障害のある児童の指導にあたっては、人権教育や生徒指導の観点を踏まえ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、支援学級担任と通常の学級担任が連携するなど、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進する。
- ・通級指導教室での指導・支援については、その趣旨を踏まえて、適切な教育課程の編成に努めるとともに、校内における支援教育の取組として明確に位置づける。
- ・通常の学級において、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組むなど、障害のある児童への理解を深め、全校的な支援体制の確立に努める。
- ・インクルーシブ教育の理念を踏まえ、「基礎的環境整備の徹底」「合理的配慮等を含む適切な配慮」を行い、すべての児童が「ともに学び、ともに育つ」教育の実現を目指す。

10. 学校・家庭・地域の連携について

- ・保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になって児童を育む「地域とともにある学校」づくりに取り組む。
- ・校区コミュニティ協議会や青少年育成地域協議会主催行事については、教職員は協力し、地域での子どもたちの様子に関わり見守っていくように努める。
- ・「学校だより」の地域配布や学校ブログの更新を計画的、定期的に行い、学校からの情報発信を積極的に行うとともに、それに伴う学校教育活動に対する学校関係者評価をコミュニティスクールの学校運営協議会等の場で、積極的に協議を行っていく。

11. 小中一貫教育について

- ・「小中一貫教育推進事業」における目標達成をめざし、実践的な研修の推進体制を整え、授業研究を核とした合同研究・研修の取組を推進する。
- ・平成24年度より文部科学省より研究委嘱を受けた「人権教育総合推進地域事業」の成果を踏まえつつ、本年度も小中一貫教育に人権教育の視点を加えた取り組みを継続させ、「人権」「学習」「生徒指導」「交流」「事務」の各部門と「合同教科部会」を組織し、中学校区での連携を継続、推進していく。

《主となる取り組み》

1. 授業改善をすすめ、本校区に適した『授業スタイル』を確立する。

「わかる授業」「考えさせる授業」をめざし、本年度も引き続き山田中学校区の全教職員の共通理解のもと、人権教育の視点を踏まえた授業づくり、集団づくりをめざしていく。本年度もさらに一層、子ども同士が互いにに関わり合い、互いが認め合い、互いに大切にする授業態度を育成するとともに、学ぶ楽しさやわかる喜びが体得できる授業スタイルを確立していく。

2. 習得すべき学習内容、項目、ねらい等を明確にし、学力の定着をめざす。

交北小・山田中と連携して合同授業研究会を持ち、義務教育9年間を見通した年間指導計画の研究・作成を進め、これまでの取り組みを継承した授業改善を図っていく。

3. 交流活動を充実させる。

児童生徒間においては、授業体験やクラブ体験など単発的な取り組みにとどまらず、年間を通じて継続的な取り組みを行うなど充実させていく。教師間においても、合同の研修会や小中一貫教育の核となる推進部会を定期的に開催し連携を深めていく。

12. 安全について

- ・自然災害・不審者の侵入等や学校事故・交通事故に対し、安全教育の徹底と学校施設・設備の点検整備や充実等により、児童の安全確保及び学校の安全管理に努める。
- ・児童の発達段階に合わせて、自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実を図る。

13. 生徒指導について

- ・一人一人の児童の人格を尊重し、個性の伸長を図り、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題について、生徒指導体制のもと、生徒指導主担者を中心に学校が組織的に指導を行う。また、指導方法や保護者への対応等、一人で悩みを抱え込まない指導体制の構築に努める。
- ・学校全体や学年で、児童の個々の実態について、十分な情報提供を行い、予想される場面とその際の指導法等、共通理解を深めておく。
- ・学級活動や学校全体における集団指導等、あらゆる場面において、基本的な生活習慣や学習規律の確立を図るため、積極的な生徒指導を推進する。
- ・義務教育9年間を見据えた一貫した生徒指導を行い、小・中学校が連携してより一層のいじめ・不登校問題の解決に取り組む。
- ・問題行動が発生したときは事実関係を正確に把握し適切な初期対応に努め、生徒指導主担者を中心とした組織的な対応を行う。
- ・生徒指導は深い児童理解と日常の教育実践によって築かれた信頼関係の上に成り立つものであり、教職員は指導力の向上と人権意識の高揚に努める。
- ・体罰の根絶については、日々の実践を再点検し、「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編）」等を活用して教職員全体が体罰防止への共通認識を深め、力や圧迫による指導ではなく、子どもたちを真に大切にする教育活動を展開する。
- ・いじめの未然防止、早期解決については、「学校いじめ防止基本指針」をもとに、児童会活動等の自主的な活動を支援するとともに、「枚方市生徒指導マニュアル（いじめ防止編）」等を活用して、障害のある児童をはじめ、すべての児童の信頼関係を育む取り組みとなっているか点検し、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢で指導に努める。その際、アンケート調査を学期に1回以上実施し、個人面談等による実態把握に努め、教育委員会への報告と連携のもとで、いじめのない学校づくりを推進する。
- ・学校生活のいたるところで、子どもをほめ、「いい人発見」などポジティブ行動支援を施し、子どもの自己有用感・自尊感情を高める取り組みを推進していく。